

# ○警察署のブロック運営について（例規通達）

昭和56年3月18日

群本例規第4号警察本部長

〔沿革〕

昭和58年3月群本例規第4号（務）、平成13年3月第5号（務）、17年3月第9号（務）、22年3月第6号（務）、23年2月第5号（総企）、24年3月第5号（総企）、27年3月第8号（総企）改正

最近における警察業務の多様化、広域化に対処し、業務の効率的な推進を図るため、警察署のブロック運営要領を次のとおり定め、昭和56年4月1日から施行することとしたから、運用の適正を期せられたい。

記

## 警察署のブロック運営要領

（趣旨）

**第1** この要領は、警察業務の多様化、広域化に対処するため、警察署をブロック別に編成し、地域の実情に即した効率的な運用を図るうえで必要な事項を定めるものとする。

（警察署のブロック編成等）

**第2** 警察署のブロック編成は、中毛ブロック、西毛ブロック、東毛ブロック及び北毛ブロックとし、各ブロックにセンター警察署を置く。

2 各ブロックのセンター警察署及び構成警察署は、次表のとおりとする。

ブロック	センター警察署	構成警察署
中毛ブロック	前橋警察署	前橋警察署、前橋東警察署及び伊勢崎警察署
西毛ブロック	高崎警察署	高崎警察署、藤岡警察署、富岡警察署及び安中警察署
東毛ブロック	太田警察署	太田警察署、大泉警察署、館林警察署及び桐生警察署
北毛ブロック	渋川警察署	渋川警察署、沼田警察署、吾妻警察署及び長野原警察署

（センター署長の責務）

**第2の2** センター警察署の長（以下「センター署長」という。）は、当該ブロック内の警察署間における警察事象に係る相互共助の調整を行うものとする。

2 センター署長は、相互に緊密な連携を保持するものとする。

（相互共助等）

**第3** ブロック内警察署長は、平素から相互に緊密な連携を保持し、次の事項に配慮するものとする。

(1) 事件事故（ひき逃げ事件等を含む。）の処理、交通取締り、車両検問、広域警ら、雑踏警備警戒等に関する相互共助

(2) 教養訓練、術科大会、巡回教養その他各種行事等の効果的な実施

(ブロック署長会議)

**第4** ブロック署長会議は、本部長の承認を得て、随時、開催するものとする。

2 会議の日時、場所、議題等は、本部長が指示する場合のほか、センター署長があらかじめブロック内警察署長等と協議し決定する。

3 会議は、センター署長が主宰する。

4 会議には、必要により本部長又は本部長の指定する部長、課長等が出席するものとする。

(センター署長会議)

**第5** センター署長会議は、本部長の承認を得て、随時開催するものとする。

2 会議は、本部長が主宰し、センター署長及び部長（情報通信部長を含む。）が出席するものとする。